

# 公益財団法人武蔵野市国際交流協会会員規程

平成21年3月18日

規程第5号

## (総則)

第1条 この規程は、公益財団法人武蔵野市国際交流協会定款第43条第2項の規定により、会員の資格、会費等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (会員の資格)

第2条 会員登録申込書を提出し、会費を納入した者を会員とする。

2 会員期間は、登録の日から当該会計年度の末日までとする。ただし、10月1日から3月31日までの間に新規に登録した者の会員期間は、登録の日から翌会計年度の末日までとする。

3 現に会員として登録している者が会員期間の末日前に登録の更新手続をするときは、当該登録の更新は翌会計年度の初日に行われるものとみなす。

4 公序良俗に反する行為その他会員として適当でない事実が認められるときは、理事会の決議により登録を抹消することができる。

## (会員の種類)

第3条 次の各号に掲げる会員の種類の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人会員 本人の氏名、住所等を登録し、会員として活動するものをいう。

(2) 家族会員 本人及びその家族の氏名、住所等を登録し、本人又は当該登録をした家族が会員として活動するものをいう。

(3) 団体会員 団体の名称、所在地等を登録し、団体又はその団体を構成する個人が会員として活動するものをいう。

## (3年会員)

第4条 個人会員及び家族会員については、3年分相当の会費を前納する者を3年会員とすることができる。

2 3年会員の会員期間は、第2条第2項の規定にかかわらず、登録の日から起算して2年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。ただし、10月1日から3月31日までの間に新規に登録した者の会員期間は、登録の日から起算して3年を経過した日の属する会計年度の末日までとする。

## (会費)

第5条 会費は、別表で定める額とする。

2 納入された会費は、会員の都合により登録を抹消し、又は第2条第4項の規定により登録を抹消した場合には、返金しないものとする。

## (委任)

第6条 この規程に定めのない事項については、理事会の決議により理事長が別に定める。

## 付 則

## (施行日)

1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(会員資格の承継)

2 平成 21 年 3 月 31 日をもって解散した武蔵野市国際交流協会の会員であつて、平成 21 年 4 月 1 日以後の会員期間を有していた者は、この規程の規定による会員であつたものとみなし、引き続き会員の資格を有するものとする。第 2 条第 3 項の規定により、登録の更新手続をし、当該登録の更新が平成 21 年 4 月 1 日に行われるものとみなすこととなっていた者も、同様とする。

付 則

この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益法人の名称の変更の登記の日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

| 会員の種類       | 会費（1 口につき）   |
|-------------|--------------|
| 個人会員        | 2, 5 0 0 円   |
| 家族会員        | 3, 5 0 0 円   |
| 団体会員        | 1 1, 0 0 0 円 |
| 個人会員（3 年会員） | 6, 0 0 0 円   |
| 家族会員（3 年会員） | 9, 0 0 0 円   |

ただし、バナー広告掲載料を納める団体会員は 1 0, 0 0 0 円に据え置き